

G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施要領

制定	令和4年12月9日4輸国第3880号 農林水産省輸出・国際局長通知
改正	令和5年12月22日5輸国第3382号
改正	令和6年00月00日0輸国第0000号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の3の（1）のG F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトについては、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

1 背景

輸出を更に増大させていくためには、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）との協議により輸出可能な国や農林水産物・食品の幅を広げるとともに輸出先国の規制等に適合した農林水産物・食品の生産を拡大していく必要があることから、令和2年4月、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）を施行したところである。

また、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）において、農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とする目標の達成に向けた輸出支援を行うこととしており、令和5年12月に改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」においては、マーケットインの発想に基づき、都道府県やJ A、地域商社等の地域の関係者が一体となって、大規模輸出産地の育成、産直港湾も活用した農林水産物・食品の輸出の支援を行うこととしている。

2 課題

農林水産物・食品の輸出を促進していく中で、これまで輸出に取り組む事業者や輸出額を増やすため、輸出事業計画の策定等、産地作りの初期の取組を支援してきたところであり、輸出に取り組む事業者の増加など、一定の効果が得られているが、輸出額5兆円の実現には、これまでの取組を継続しつつ、さらに発展させ、太い商流を作り出していくためにも輸出先国の規制やニーズに対応可能な大規模輸出産地の育成を推進することが必要である。

また、輸出産地の一層の拡大・発展に向け、成長段階に応じた切れ目のない支援を実施するとともに、多様な関係者を巻き込んだ輸出産地の形成を推進することにより、大規模輸出産地の形成を進め、国内の生産基盤の強化を図ることが必要である。

3 対応

輸出拡大実行戦略では、地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成に取り組むこととしている。このため、規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図り、規制の厳しい新たな輸出先国・地域の開拓を加速化するため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバル

に通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル形成等を支援する。

また、今後、一層の輸出拡大を図っていくために、海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する輸出産地を見える化し、海外バイヤー等とのマッチング等を通じてその商流の拡大を図っていくとともに、これから輸出に取り組もうとする産地に対する手本として、こうした産地の取組を横展開し、輸出産地の形成を促進していくことが重要である。こうした課題の下、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組む産地を「フラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。以下同じ。））」として、その認定を開始したところであり、このような産地が更なる輸出拡大に向けて意欲的な目標を定め、これを目指す取組に対して重点的に支援を行うことで大規模輸出産地の形成・育成を加速化させていく。

第2 補助事業者等

1 補助事業者

交付等要綱別表1の補助事業者の欄の6輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又は独立行政法人
- (2) 法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- (3) 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）があること。
 - エ 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- (4) 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 間接補助事業者

- (1) 間接補助事業者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 都道府県
 - イ 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された(2)の要件を備えた協議会
- (2) (1)のイの協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア 代表者の定めがあること。
 - イ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

ウ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
エ 構成員の都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関のいずれかが協議会の事務局を行っていること。

3 補助事業者並びに間接補助事業者及び間接補助事業者と第3の2を実施する者（以下「参画事業者」という。）は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当してはならない。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （5）補助事業者、間接補助事業者及び参画事業者並びにその役員等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

第3 事業の内容等

海外の規制や大ロット等のニーズに対応可能な輸出産地を形成するため、地域の関係者が参画する輸出推進体制を組織化するとともに、輸出支援プラットフォーム等との連携の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル形成を推進する以下の1及び2の取組への支援を実施する。

1 プロジェクトの管理・運営

補助事業者は、次の事業を行うものとする。

2の（1）及び（2）の事業（以下「プロジェクト」という。）を実施する間接補助事業者の公募選考会の開催、本事業の管理運営、G F P（※）等との連携によるプロジェクトのサポート、プロジェクトの進捗状況に係る意見交換等の企画運営及び進捗状況の整理、プロジェクト成果の調査分析、大規模輸出産地モデルの他地域への横展開及び海外への発信等を図るための都道府県等との連携体制の構築や成果発表会の実施等

※ G F P（ジー・エフ・ピー）とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト

2 G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施

補助事業者は、採択された間接補助事業者に対して(1)及び(2)の事業について、その要する経費を補助するものとする。

また、間接補助事業者は(1)及び(2)の全ての事業を実施することとする。

(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化

規制の緩やかな輸出先国・地域への依存からの脱却を図り、規制の厳しい新たな輸出先国・地域の開拓を加速化するため、輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社、物流業者、コンサル等が行うプロジェクトのコーディネート、農業者等への技術指導、販路開拓を行う者が参画した輸出推進体制を組織化する取組。

(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

(1)の推進体制の下、プロジェクトで取り組む品目について輸出支援プラットフォームやGFP等と連携した出口を見据えた商流構築や販路開拓を行う取組のほか、輸出先国の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する大規模な輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図るため、間接補助事業者並びに参画事業者が、海外の大規模な実需者と連携して行う下記ア及びイの取組。

ア 生産体系の転換

マーケットインの発想に基づき、規制や大ロット・周年供給等の輸出先国・地域のニーズを踏まえた、

- ① 大規模な有機農法への転換や使用農薬の見直しなど輸出向け生産への産地転換等の取組
- ② 耕作放棄地の活用等による輸出向け生産のための規模拡大や、コスト低減等のための新品種・新技術導入等の取組
- ③ 輸出向け生産に向けた意識改革や技術取得等のために必要な人材育成等の取組

イ 流通体系の転換

コールドチェーンを確保した集荷方法・集荷体制の確立、輸送コスト軽減のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等、集荷・流通方法の転換の取組

等、産地と海外が結びつく、大規模輸出産地のモデルを形成する間接補助事業者とその参画事業者が実施する取組。

第4 補助対象経費及び補助率

1 本事業の補助対象経費

(1) 第3の1の事業

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、保険費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、資機材費、消耗品費、研修等参加費、会場装飾費・使用料、委託費、データベースライセンス費等

(2) 第3の2の事業

別表1に掲げるとおりとする。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要領の第 5 の 3 の補助事業者が作成する事業実施規程で規定する交付決定前着手届により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (3) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (4) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (5) 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (7) (1) から (6) までに掲げる経費のほか、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

3 補助率等

- (1) 本事業の補助率等は、別表 2 に掲げるとおりとし、(2) に規定するフラッグシップ輸出産地の取組については、補助上限額を引き上げて支援できるものとする。
 なお、販路開拓を行う場合、海外で実施する取組については、輸出支援プラットフォーム等と連携して行う、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果が分析可能な取組に限り支援の対象とする。ただし、販路開拓に要する国庫補助金額は、国庫補助金合計の 20% 又は 2,000 万円のいずれか低い額を上限とする。
- (2) フラッグシップ輸出産地が、生産コストの低減や付加価値の向上に資する新たな生産・流通の転換に取り組み、現行の輸出額又は量を 2 割以上増加するという高い目標を掲げて新たな販路開拓を目指す場合であって、以下の要件のいずれかを満たす取組の場合、別表 2 の通り補助上限額を引き上げて支援することとする。ただし、この場合、第 3 の 2 の (1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る費用については補助対象外とする。
 - ① 当該品目について、過去 3 年にわたって、我が国から当該国・地域への輸出額が、輸出額全体の 10% 未満である国・地域に対して輸出を行うものであること。
 - ② 事業において輸出する産品が、取組に係る輸出先国・地域に対して現在我が国から輸出されている同品目の一般的な産品と比べて、以下（ア）から（ウ）までのいずれかにおいて大きな違いがあること。
 - (ア) 生産のされ方
 - (イ) 品質
 - (ウ) 価格

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第6 採択基準等

1 採択基準

交付等要綱第5の輸出・国際局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者の経営に関する書類を提出すること（決算報告書、ウェブサイト等により法人の事業内容が随時更新されているか等）。
- (2) 事業実施能力があること（主たる責任者に管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等）。
- (3) 事業実施方法として成果目標を達成する実現可能性があること（現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されているか等）。
- (4) 実施方法が効率的であること（実施時期が具体的であり、実施期間を有効に活用するスケジュールであるか、経費配分の適格性等）。
- (5) 事業の効果が確認できること（具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待される成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性はみられるか等）。

2 事業の実施に関する留意事項

- (1) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知）に基づき、算定するものとする。
- (2) 第3の2(2)の事業の実施に当たっては、以下のアからエまでを満たす場合は、農林漁業、食品加工又は物流に係る施設・設備・機械をリースして導入することができる。

ア リースの対象となる施設・設備・機械の利用者の範囲

リースの対象となる施設・設備・機械の利用者は、本事業に取り組む間接補助事業者又は事業実施計画に記載された参画事業者とする。

イ 本事業で対象とする施設・設備・機械の範囲

本事業で対象とする施設・設備・機械の範囲は、輸向け農産物等の生産の拡大、流通の効率化、加工及び販売に必要なものとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。

ウ 利用条件

- (ア) 本事業で使用する施設・設備・機械については、輸向け農産物等の生産量、出荷量、流通量、輸向け加工食品の製造・加工量等に応じた適正な規模・処理能力とすること。
- (イ) アに定める利用者が共同利用するもの又は間接補助事業者（参画事業者を含む）の所有するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（施設・設備・機械の賃貸を行う事業者（以

下「リース事業者」という。)と利用者の2者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 事業実施計画に記載された利用者及び施設・設備・機械に係るものであること。

(イ) リース事業者が納入する施設・設備・機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

(ウ) リース期間は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。)以内であること。

(エ) 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない施設・設備・機械であること。

(オ) スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するときは、間接補助事業者は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(カ) 利用者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第8条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係るリース契約をリース事業者と締結すること。

(3) リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とすること。なお、算式中のリース物件購入価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

ア 「リース料助成額」＝(リース物件購入価格(税抜き)×(リース期間÷法定耐用年数))÷リース期間

イ 「リース料助成額」＝((リース物件購入価格(税抜き)－残存価格))÷リース期間

(4) リース料支払いに関する特約の規定

(2)のエのリース契約においては、以下の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの助成相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から国からの助成相当額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(5) (2)から(4)までのほか、リースに関する必要な事項については、補助事業者が事業実施規程で定めるものとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

補助事業者は、交付等要綱第6の1に基づき、別記様式2により事業実施計画

を作成し、輸出・国際局長に提出し必要な調整を行うものとする。

ただし、交付等要綱第6の3の事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止については、交付等要綱第15の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、交付等要綱別表1の3の（1）のG F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの項の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

第8 事業の成果目標等

1 成果目標

補助事業者、間接補助事業者の目標年度は、本事業実施年度の1年後とし、成果目標は目標年度における

（1）輸出額

（2）輸出増加割合

（3）輸出量

とする。

ただし、その他目標として、（1）から（3）までに加え、（4）から（10）までも含めることができるものとする。

（4）輸出向け栽培面積の拡大（耕作放棄地の活用による拡大含む）

（5）輸出向け生産を行う農林漁業者の増加

（6）国産原料の使用量・増加割合

（7）輸出先国の規制・ニーズに適合した新商品の開発、商品の改良等

（8）ブランド化、G I等の知的財産の取得に向けた活動

（9）新たな販路の開拓

（10）（1）から（9）まで以外の輸出に関する事項

2 事業に参画する農林漁業者・事業者の所得向上効果の把握・検証

補助事業者は、プロジェクトの実施により、プロジェクトに参画した農林漁業者、食品製造業者等に裨益する効果（所得向上等）を把握し、検証すること。また、間接補助事業者は、補助事業者が行う効果の把握・検証に協力すること。

3 間接補助事業者は、生産・流通の各段階の成果については可能な限り定量的に示すこと。また公表に協力すること。

4 補助事業者は、上記1～3に関する間接補助事業者が実施する補助事業の概要及び成果についてその発表を行うものとする。

第9 事業の実施

1 事業実施規程の作成

補助事業者は、第3の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続並びに関係様式その他必要な事項等を定めた事業実施規程を作成し、別記様式3により輸出・国際局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施規程を変更する場合も同様とする。

2 事業の公募

（1）補助事業者は、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、プロジ

ェクトを実施する間接補助事業者を公募により採択するものとする。

公募選考会は、間接補助事業者から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

ただし、間接補助事業者の採択にあたっては、以下の（ア）から（カ）までの要件を必須とし、（キ）から（タ）までに該当する場合、加点するものとする。

【必須】

- （ア）地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、当該輸出推進体制が、プロジェクトで取り組む品目について海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること。
- （イ）輸出支援プラットフォームが設置されている国・地域に農林水産物・食品を輸出する場合、輸出支援プラットフォームと連携した事業実施計画となっていること。また、輸出支援プラットフォームが設置されていない国・地域に輸出する場合、G F Pや当該国・地域のJ E T R O海外事務所等を活用し、当該国・地域のニーズを踏まえた生産・流通体系への転換の取組を行う事業実施計画となっていること。
- （ウ）農林水産物・食品の生産・流通に係る大ロット化を図る事業実施計画となっていること。
- （エ）生産・流通の転換を通じて生産・流通コストの低減に取り組む事業実施計画となっていること。
- （オ）本事業終了までに、本事業の実施を踏まえ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）に基づく輸出事業計画を作成し、又は変更し認定申請を行う事業実施計画となっていること。
- （カ）間接補助事業者及びその参画事業者が、G F Pコミュニティサイト（※）へ登録していること。

※ <https://www.gfpl.maff.go.jp/entry/>

【任意】

- （キ）間接補助事業者やその参画事業者のいずれかの者が、輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けていること。
- （ク）「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）」に係るチェックシートを実施している事業場であること。
- （ケ）大ロット化に伴う流通体系の転換に係る取組として、地方の港湾・空港の活用に取り組む事業実施計画であること。
- （コ）生産費を考慮した価格形成が行われる事業実施計画であること。
- （サ）次の①又は②のいずれかに該当する場合。
 - ① 労働安全衛生マネジメントシステム規格である IS045001、JISQ45001 又は JISQ45100 の認証を受けていること。
 - ② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント（国家資格）の確認を受けていること。
- （シ）輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。

(ス) 輸出物流構築緊急対策事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。

(セ) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者、及びみどりの食料システム法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けた者が、プロジェクトに参加する事業実施計画であること。

(ソ) 受益面積の過半が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第19条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）における「将来像が明確化された地域計画」であり、かつ輸出の取組が記載されていること。

(タ) 間接補助事業者とその参画事業者のうち、農業を営む者の過半が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号。）第7条第1項に規定する生産方式革新事業活動の実施に関する計画の認定を受けていること。

なお、補助事業者は、間接補助事業者を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

(2) 補助事業者は、採択された間接補助事業者の事業実施計画を取りまとめ、別記様式4により、輸出・国際局長に報告するものとする。

3 事業の委託

補助事業者にあつては第3の1の事業の一部を、間接補助事業者にあつては第3の2（1）及び（2）の事業の一部を、他の者に委託して行わせる場合は、事業実施計画（別記様式2）の別添1の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

4 補助金の支払方法

補助金の支払方法は原則として精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、補助事業者からの請求により、必要があると認められる金額については概算払をすることができる。

5 環境負荷低減のクロスコンプライアンスへの取組

補助事業者は、事業実施計画を提出する際に、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組につ

いて、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、該当するチェックシート（別記様式 2 の別添 2）を添付し、輸出・国際局長に提出すること。

間接補助事業者は、事業実施計画を提出する際に、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和 5 年 12 月 27 日付け 5 環バ第 311 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示すチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、該当するチェックシート（別記様式 2 の別添 2）を補助事業者に提出し、補助事業者は間接補助事業者から回収したチェックシート又はチェックシートを提出した間接補助事業者のリストを輸出・国際局長に提出すること。内容など必要な事項については、補助事業者が事業実施規程で定めるものとする。

第 10 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

補助事業者は、交付等要綱第 33 の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施状況報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとし、事業の実績については、第 8 の事業の成果目標に基づき記載すること。

2 成果の報告等

補助事業者は、事業の成果について、事業を実施した年度の翌年度及びその次の年度の 2 年間、毎年度、採択された間接補助事業者の事業実施計画を取りまとめ、別記様式 5 による事業成果報告書を作成し、当該年度の翌年度の 6 月末までに輸出・国際局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ輸出・国際局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

なお、補助事業者は、プロジェクトの進捗状況等について農林水産省と意見交換を行う会合を定期的に開催し、当該会合を運営すること。

第 11 事業遂行状況の報告

交付等要綱第 18 に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第 19 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第 12 報告又は指導

輸出・国際局長は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 13 収益納付

1 補助事業者は、間接補助事業者が本事業の実施年度において、プロジェクトの

実施により相当の収益を得たかどうか確認するものとする。

- 2 補助事業者は、1の確認により、間接補助事業者が相当の収益を得たと認める場合には、要綱第27第1項の規程に基づき、別記様式6により、当該間接補助事業者の年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、事業実施年度の翌年度の6月末までに輸出・国際局長に報告するものとする。ただし、輸出・国際局長は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 3 輸出・国際局長は、前項の報告に基づき間接補助事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、当該収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。
- 4 納付を命じることができる額の合計額は、本事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、輸出・国際局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第14 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、国に提出することを条件に、補助事業者又は間接補助事業者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 補助事業者又は間接補助事業者は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

第15 海外の付加価値税に係る還付金の納付

補助事業者又は間接補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る海外付加価値税の還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 16 留意事項

輸出促進法第 13 条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施に当たり、補助事業者、間接補助事業者の情報（事業者名、所在地、事業規模、事業内容等）について、補助事業者、間接補助事業者の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、補助事業者、間接補助事業者が第 7 の事業実施計画において情報提供への同意をしない場合を除く。）。

第 17 守秘義務

- 1 補助事業者、間接補助事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならないものとする。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならないものとする。

- 2 補助事業者は、間接補助事業者並びに間接補助事業者を採択するために開催する公募選考員会の審査委員及び評価委員にも前項の定めを遵守させなければならないものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、間接補助事業者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費（装飾費含む）	・間接補助事業者又はその構成員が会議室を所有している場合は、支援対象者の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上料	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、ライセンス、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、リース費に係る費用は、本事業の事業実施年度に要した経費に限る。 ・交付対象経費は、本事業における検証

		に必要な期間に係る経費に限る。
印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
資機材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証や管理等に係る資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
ほ場管理費	・ほ場管理に必要な経費	
情報発信費	・国内外で情報発信を実施するための経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、保険料、食材等購入費、輸送・保管費（荷積み、通関等に必要な経費含む）、広報費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）等）	・海外でプロモーション等の販路開拓の取組みを行う場合は、輸出支援プラットフォーム等と連携し、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果分析が可能な取組として実施すること。
研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実施出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。

	輸送・保管費	・国内で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築等を行うための旅費として、依頼した専門家や海外から訪れる検査官、海外バイヤー等に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・支援対象者、支援対象者の代表者及び支援対象者に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・国庫補助金合計の 50%未満とすること。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行等、特殊な知識・経験を必要とするなどやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分を除き、この限りではない。 ・海外で実施する事業の遂行に当たっては、輸出支援プラットフォームやJETRO 海外事務所に相談・連携の上実施すること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、研修、デザイン、等を専ら行う経費	

雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
転換等 助成費		・生産者が転換先品目や栽培法を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費（本事業による生産の転換が実施された後、事業実施期間において未収益となる期間に要する経費の一部も支援）	・補助対象の範囲など必要な事項については、補助事業者が事業実施規程で定めるものとする。

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額や掛かり増し経費であること、輸出のために新たに導入したものであること等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合（ただし、農林水産物・食品を除く。）
- ・補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の輸出の際の販売価格支持
- ・輸出促進プラットフォームやJETRO海外事務所と連携していない新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告
- ・事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ・その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表 2

事業内容	補助率
1 本事業の運営・管理・調査・分析等 2 G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト (1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化 (2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築	定額 定額 1 事業実施地区あたりの国庫補助金額については、50 百万円（第4の3（1）に規定する補助上限額の引上げの適用を受けるフラッグシップ輸出産地による取組にあっては、100 百万円）を上限とする。

輸出・国際局長 殿

 所 在 地
 団 体 名
 代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

1 事 業 名

2 団体の名称

3 主たる事務所の所在地

4 代表者の役職名及び氏名

5 設立年月日

6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員 数	資本金	年間販 売額	主要 事業	備考

8 設立目的

9 事業実施計画の内容

10 特記すべき事項

11 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）

（注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- (注 2) 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイト URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注 3) その他参考資料については、輸出・国際局長の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度 G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施計画の提出
(変更、中止又は廃止) について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱(令和 4 年 12 月 2 日付け
4 輸国第 3859 号農林水産事務次官依命通知) 第 6 の 1 (注 1) の規定に基づき、関係
書類(注 2) を添えて、提出(変更、中止又は廃止) する。

(変更理由)

○○○○○○○○○○○○○○ (注 3)

(中止、廃止の理由)

○○○○○○○○○○○○○○ (注 4)

(注 1) 変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第 6 の 3」とする。

(注 2) 関係書類として別添 1 を添付すること。

(注 3) 変更の場合には、事業の変更の理由を記載し、提出した事業実施計画の事業
の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きと
し、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変
更の対象外となるものについては省略する。

(注 4) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(注 5) 事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和○○年
度 G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施結果の報告について」
とし、別添 1 には実績を記載すること。

(注 6) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合に
は、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、
提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同
じ旨を記載することとする。

(注 7) 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブ
サイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添 1

第 1 総括表（積算内訳）

事業 種類	事業 細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計						

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表 1 の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付等要綱別表 1 の 3 の (1) の G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 実施計画概要

1. 補助事業者の概要

事業名	G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト		
-----	---------------------------	--	--

事業担当者名及び連絡先	団体名		
	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号		F A X
	E-mail	URL	

経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	電話番号		F A X
	E-mail	URL	

個人情報 の 取 扱 い	同意します	☐	本事業の実施に当たり、輸出促進法の第13条に則り、事業者名、所在地、事業規模等について、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※同意いただけなかった場合でも、事業の採択等に影響はございません。 ※輸出促進法 第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係者は農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
	同意しません	☐	

団体概要
過去の類似・関連事業の実績、実施内容等
事業担当者の業績等 ※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。 1. 農林 太郎（所属・役職） 2. 農林 花子（所属・役職）
重複申請の有無 有・無 ※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。
今年度、既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。
過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要 ※該当する場合には、当該取消を受けた日を記載してください。

2. 事業概要

1 事業概要

(事業の目的)

(事業の内容)

(委員会等の委員構成)

※委員会等の委員が確定していない場合には、専門分野、所属及び氏名を見込みで記載してください。

2 実施方法

委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

(記載例)

- ・ 委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・ 委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・ 委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定委託先等を記載。
- ・ 委託予定金額：〇〇〇千円
- ・ 委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

※第9の2(1)で組織化する輸出推進体制を記載すること。

(補助事業者が公募事業者等に求める具体的な輸出推進体制の記載例)

【プロジェクトメンバー（参画事業者含む）】

1. 都道府県

(1) 部署名、(2) 担当者の役職、氏名

2. JA系統等

(1) 部署名、(2) 担当者の役職、氏名

3. 輸出商社

(1) 会社名、(2) 部署名、(3) 担当者の役職、氏名

4. 。。。

【プロジェクト推進体制図】

(注) 輸出推進体制のメンバーのうち、①プロジェクトのコーディネート、②生産者等への技術指導、③販路開拓について、各項目の役割を担う者が分かるように記載すること。

4 実施スケジュール

(委員会等の開催別に、開催地や主な内容が分かるように記載してください。)

5 事業の成果目標（達成すべき成果）、波及効果

※第8の事業の成果目標に基づき記載すること。

(補助事業者が公募事業者等に求める具体的な成果目標等の記載例)

目標年度は、本事業実施年度の1年後とする。

【成果目標】

目標年度における

- (1) 輸出額
- (2) 輸出増加割合
- (3) 輸出量

【その他目標】

- (4) 輸向け栽培面積の拡大(耕作放棄地の活用による拡大含む)
- (5) 輸向け生産を行う農林漁業者の増加
- (6) 国産原料の使用量・増加割合
- (7) 輸先国の規制・ニーズに適合した新商品の開発・改良、商品の改良等
- (8) ブランド化、G I等の知的財産の取得に向けた活動
- (9) 新たな販路の開拓
- (10) (1)から(9)まで以外の輸出に関する事項

6 事業成果・効果の検証方法

1. 地域の関係者による輸出推進体制の組織化

2. 大規模輸出産地のモデル構築

- ・ 輸出額
- ・ 輸出増加割合
- ・ 輸出量
- ・ 生産・流通体系の転換
- ・ 事業に参画する農林漁業者・事業者の所得向上効果の把握・検証

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑰	☐	関係法令の遵守
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管
②	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
③	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
④	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管
⑤	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守

注 ※の記載内容に「該当しない」 場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑨	☐	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（林業事業者向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管
②	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
③	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管
④	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（漁業経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
③	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 水産用医薬品の適正な使用

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」 場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合 (該当しない ☐) 資源管理協定の遵守
⑩	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合 (該当しない ☐) 漁場改善計画の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑬	☐	関係法令の遵守
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	☐	※と畜場でない場合（と畜場である ☐ ） 食品ロスの削減に努める
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑬	☐	関係法令の遵守
⑭	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑮	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	☐	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

◆ 上記の各項目について、少なくとも1つ以上チェックを入れて提出してください。

(注釈)

主な環境関係法令の遵守

受益者は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

別記様式3（第9関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施規程の（変更）
承認申請について

G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施要領（令和4年 12 月 9 日付
け4 輸国第 3880 号農林水産省輸出・国際局長通知）第9の1の規定に基づき、事業実
施規程の承認を申請する。

（注1）関係書類として、実施規程を添付すること。

（注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、
その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提
出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ
旨を記載することとする。

（注3）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブ
サイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 4（第 9 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度 G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの事業実施計画の報告について

G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施要領（令和 4 年 12 月 9 日付け 4 輸国第 3880 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 9 の 2 の（2）の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

（注 1）別紙として、事業実施計画を添付すること。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 3）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 5（第 10 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度 G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトに係る事業成果の
報告について

G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施要領（令和 4 年 12 月 9 日付
け 4 輸国第 3880 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 10 の 2 の規定に基づき、別添
2 のとおり報告する。

（注 1）関係書類として別添 2 を添付すること。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、
その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提
出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ
旨を記載することとする。

（注 3）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの
URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添 2

1 活動内容

(注) 本事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、間接補助事業者の事業効果の発現及び輸出促進に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

(注1) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載すること。

(注2) 当該事業実施年度内に輸出を行う場合には、事業実施年度以降の状況等を記載すること。

(注3) 第8の事業の成果目標に基づき記載することとし、事業開始前と現時点の成果実績について、具体的に記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 成果目標の達成状況进行评估し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度 GFP 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの収益状況報告書
について

令和○年○月○日付け○輸国第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった GFP 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトに関する令和○年度の収益の状況について、GFP 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施要領（令和 4 年 12 月 9 日付け 4 輸国第 3880 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 13 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 2 添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。